

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.151

No.151 2019.6.26

■解雇無効時の「労働契約解消金制度」 学習会を開催

6月25日、連合会館で労弁主催の解雇無効時の「労働契約解消金制度」学習会が開催されました。学習会には、労働組合、マスメディア、弁護士など約80名が参加して会場を埋めました。

「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」（システム検討会）に委員として参加した徳住堅治会長や水口洋介副会長からは、労働契約解消金制度について労働者のみに申立権がある制度が導入された場合でも、金銭解決の基準が公的に決められたら使用者のリストラの武器になる、日本の雇用ルール（解雇無効原則）と規範意識が、今までは解雇無効・地位確認であったものが金銭的補償があれば他に転職することが当然という法意識に変化して雇用の流動化を促進する、現行の労働審判では個別事案に応じた種々の要素を総合的に裁判所が考慮して解決金が設定されて当事者の納得性のある紛争解決が実現できており、金銭解消制度を導入する立法事実がないといった報告がされました。



また、中村優介事務局次長からは、現在厚労省で行われている「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」の最新状況について、山川隆一東大教授が新座長となった6月19日の検討会の様子の報告がありました。

続いて問題提起がなされ、栗一郎幹事長からは、金銭解消制度の賛否を巡る議論状況について、7個の賛成の立場の意見と10個の反対の立場の意見に整理がされて報告され、この複雑な金銭解消制度の内容と問題点をいかに全国の労働者、労働組合、さらには国民に広げて運動を作り世論を形成するか、使用者側や与党、裁判所にも呼びかけや協力要請が必要であるとの行動提起がされました。

システム検討会委員であった連合東京の高村豊氏も、規制緩和が進み今や派遣自由化法となってしまう労働者派遣法を挙げて、今は労働者のみに申立権を付与しても、いったん制度が導入されれば使用者にも申立権が拡大する危険性があるとの警鐘がされました。

その後、質疑の時間があり、労働組合、マスコミ、弁護士などから質問や意見が活発に出され盛況のうちに学習会は終了しました。

是非、全国各地でも学習会や集会を行い、金銭解消制度の危険性を一人でも多くの市民に知らせていきましょう！！

〔発信元〕

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4 階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790